

# 告 示

## 埼玉県告示第五百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、高須賀用排水路土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年四月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

職名 氏 名 住 所

理事 小 島 孝 之 埼玉県幸手市大字松石五十番地一